

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(六〇九・大曲保健所).....	1
漁業災害補償法による付保義務の発生(六一〇・水産漁港課).....	1
道路の供用開始(六一一・道路環境課).....	1
道路区域の変更(六一二・道路環境課).....	2
建築基準法による道路位置の指定(六一三・仙北地域振興局建設部).....	2
建築基準法による道路位置の指定(六一四・雄勝地域振興局建設部).....	2
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	3
汚染土壌の浄化施設の認定(環境政策課).....	3
県営土地改良事業計画の決定(山本地域振興局農林部).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	4

## 告示

秋田県告示第六百九号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年八月五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日

中仙薬局

仙北郡中仙町長野字新山六十八

平成十五年七月二十二日

秋田県告示第六百十号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。  
 平成十五年八月五日

秋田県知事 寺田典城

岩館加入区 沖合底びき網漁業又は小型底びき網漁業

八森加入区 小型底びき網漁業

八森加入区 沖合底びき網漁業

船川加入区 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業又は小型底びき網漁業と小型えび

かご漁業を併せ営む漁業

仁賀保加入区 小型底びき網漁業

金浦加入区 小型底びき網漁業

金浦加入区 沖合底びき網漁業

象潟加入区 小型底びき網漁業

秋田県告示第六百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年八月五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町寺沢字御嶽前一六三番四地先から七六番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年八月五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年八月五日から同月十八日まで

秋田県告示第六百十二号

一 道路の区域

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

道 路 種 類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新		強首峰吉川線	仙北郡協和町峰吉川字岩瀬一〇二番二から字小平沢出口一九番一 地先まで	四・五〇〇二七・〇〇	〇・六〇〇
				仙北郡協和町峰吉川字岩瀬一〇二番二から字小平沢出口一九番 三地先まで	四・五〇〇二七・〇〇	〇・六〇〇
				仙北郡協和町峰吉川字岩瀬一〇二番四から字小平沢出口一九番 三地先まで	一三・〇〇〇三三・〇〇	〇・六〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年八月五日から同月十八日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第六百十三号

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
大曲市四ツ屋字西下瀬九十九番地の三 有限会社 デザイン不動産 代表取締役 新 山 寿 輝	大曲市四ツ屋上古道二百十三番一、二百 十四番一、二百十五番一、二百十六番三	百七・四八メートル	六メートル	平成十五年七月十五日

秋田県告示第六百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道

路位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 湯沢市古館町八 八十一 北都不動産 代表 柴 田 金 男	道路の位置の指定箇所 湯沢市字前島五十九番地四	道路の延長 二十二・九五メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年七月二十三日
--	----------------------------	---------------------	----------------	----------------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成十五年七月十一日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 青年クラブのしる
  - 三 代表者の氏名  
加 賀 次 朗
  - 四 主たる事務所の所在地  
能代市元町十一番七号 能代商工会議所内
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は能代市・山本郡内の住民に対して、大人と子供のふれあいの場を提供し、子供たちの郷土に対する愛情を育て、住み良い町づくりを考えることにより、地域住民の生活の向上に寄与することを目的とする。
- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三条第二項第一号に規定する汚染土壤の浄化（汚染土壤に含まれる土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壤の汚染状態を同令第十八条第一項及び第二項の基準に適合さ

せることをいう。）を行わせることが適当である施設を次のとおり認定したので、公告する。

平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施設の名称及び所在地  
花岡鉱業株式会社松峰選鉱場 大館市花岡町字大森山下六十五番地一
- 二 処理する特定有害物質  
カドミウム及びその化合物  
六価クロム化合物  
シアン化合物  
四塩化炭素
- 一・二 ジクロロエタン
- 一・一 ジクロロエチレン
- シス 一・二 ジクロロエチレン
- 一・三 ジクロロプロペン
- ジクロロメタン
- 水銀及びその化合物
- セレン及びその化合物
- テトラクロロエチレン
- 一・一・一 トリクロロエタン
- 一・一・二 トリクロロエタン
- トリクロロエチレン
- 鉛及びその化合物
- 砒素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物

- (六) ベンゼン  
 (七) ほう素及びその化合物  
 三 認定年月日  
 平成十五年七月十日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、琴丘町鹿渡字町後五十九番地近藤一彦ほか十七名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(系流川地区ほ場整備事業(区画整理))計画書の写し  
 二 縦覧期間 平成十五年八月五日から同年九月一日まで  
 三 縦覧場所 琴丘町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項  
 (一) 購入物品の名称及び数量 秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ 一式  
 (二) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
 (三) 納入期限 平成十五年十月十七日(金)  
 (四) 納入場所 秋田県警察本部  
 (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 電子計算組織 二式 平成十五年八月ころ  
 (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等  
 (一) 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (四) 2の資格に係る申請  
 (一) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年八月二十二日(金)までに提出すること。

### 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月五日(火)から同月二十八日(木)までの期間、随時交付する。

### 四 入札執行の日時及び場所

平成十五年九月五日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

### 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

### 六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
 (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### (三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

### (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 類  
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出する事。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七  
概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Akita Prefectural Police Information Network System Computing Equipment
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 5 September, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubarara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄